

令和7年山武市教育委員会会議第3回定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月19日（水）午後3時30分開会
2. 場 所 教育委員会会議室
3. 招集者 山武市教育委員会 教育長 内田 淳一
4. 議 題

議決事項

- 議案第1号 山武市いじめ問題対策連絡協議会委員及び山武市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について
- 議案第2号 山武市学校評議員の委嘱について
- 議案第3号 学校薬剤師の委嘱について
- 議案第4号 山武市学校のあり方検討委員会への諮問について
- 議案第5号 山武市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 山武市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第7号 山武市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第8号 山武市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第9号 令和7年度（春）山武地区教育委員会連絡協議会表彰者の推薦について
- 議案第10号 令和7年度山武市奨学資金貸付けの決定について

報告事項

- 報告第1号 代理の報告について（教職員の任免その他の進退について内申すること）
- 報告第2号 専決処分の報告について（教職員（校長及び教頭を除く。）の任免その他の進退について内申すること）
- 報告第3号 令和7年山武市議会第1回定例会の報告について
- 報告第4号 令和7年4月の行事予定について

出席委員	教育長	内田 淳一
	教育長職務代理者	木島 弘喜
	委員	北田 昭雄
	委員	鈴木 智子
	委員	相葉 英樹
	委員	伊藤 範子

出席した職員の職及び氏名

教育部長	今関 正典
教育総務課長	坂本 あゆみ
子ども教育課長	加藤 直樹
子ども教育課指導室長	高橋 和雄
施設整備課長	高山 義則
生涯学習課長	渡辺 幹夫
スポーツ振興課長	五木田 吉信
学校給食センター所長	土屋 雅美

事務局

教育総務課副主幹	鈴木 敏一
教育総務課総務企画係主事	市東 和洋
教育総務課総務企画係主事	豊田 真衣

◎開 会 午後 3 時30分

教育長 それでは、委員の皆様、御苦労さまでございます。お忙しい中ありがとうございます。

ただいまから、山武市教育委員会会議令和 7 年第 3 回の定例会を開会いたします。

本日の日程に入る前に、事前に配付した議事日程の議決事項について、議案の追加をお願いしたい件がございます。

議案の第 7 号の後に、第 8 号から第10号の 3 議案を加え、議案第 8 号として、山武市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 9 号として、令和 7 年度（春）山武地区教育委員会連絡協議会表彰者の推薦について、議案第10号として、令和 7 年度山武市奨学資金貸付けの決定についてを、教育委員会会議規則第 8 条の規定により議事日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

教育長 それでは、異議がないようですので、議案第 8 号から第10号を加えた議事日程並びに追加議案の資料を配付いたします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

◎日程第 1 会議録署名人の指名

教育長 それでは、日程に入ります。

日程第 1、会議録署名人の指名です。今回は相葉委員を指名いたします。よろしくお願いします。

相葉委員 はい。

◎日程第 2 会議録の承認

教育長 次に、日程第 2、会議録の承認です。

令和 7 年第 2 回定例会の会議録を事前に配付させていただきましたが、異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

教育長 異議がないようですので、承認いたします。

◎日程第3 教育長報告

教育長

次に、日程第3、教育長報告です。資料の1ページになります。主なもののみ説明いたします。

まず、2月26日から28日まで、市議会の本年第1回定例会一般質問がございました。今回は、各会派からの代表質問とその関連質問でした。また、3月4日には文教厚生常任委員会、12日には予算審査特別委員会が開催され、昨日18日に閉会しました。詳細については後ほど報告をいたします。

戻りまして、2月26日、臨時の校長会議を行い、教職員の人事異動に関する事務について説明をいたしました。

続いて3月6日、市の第2回まち・ひと・しごと創生本部会議が開催されました。この会議は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、市の人口ビジョンや総合戦略の策定等に取り組む会議でございます。今回の会議では、主に第3期山武市地方創生総合戦略について検討いたしました。

3月7日、市内4中学校で卒業証書授与式が行われ、委員の皆様にも参加していただきました。どの中学校でも厳粛な雰囲気の中、卒業生の門出を祝う式典にふさわしい、非常に感動的な卒業式になったということでございます。

続いて3月11日、本年度最後の定例の校長会議、本年度の締めくくりとなる会議が開催されました。

続いて3月12日、市役所の本年度の新規採用職員が、1年間の仕事の振り返りを行い、新人として頑張った1年の思いを発表する振り返り式が開催されました。市教委からは3名が参加し、自分の学んだ点や反省点、次年度への思い等をしっかりと述べておりました。

続いて3月14日、第4回の山武市社会教育委員会会議が開催されました。本年度の社会教育に関わる事業、あるいは市の社会教育全体の事業について、関係の各課から報告をいたしました。また、次年度の計画について協議、令和7年度に、山武郡市の山武地方社会教育振興大会が行われ、山武市がその事務局を担当しますので、内容の調整を行いました。

3月17日、第2回山武市行政改革外部評価委員会が開催されました。この会議は、市が実施する行政改革において客観性や信頼性を確保するために、学識経験を有する等の第三者による評価を実施するというもので開催されております。今回は主に市の行財政改革推進基本方針について意見を伺いました。

そして本日、3月19日に、市内の全11小学校で卒業証書授与式が行われ、委員の皆様にも参加をしていただきました。中学校と同様、厳粛な雰囲気の中、卒業生の門出を祝う式典が開催をされました。

その他、表に記載のとおりでございます。

教育長報告について何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

ないようですので、続いて本日の議題について申し上げます。

本日は、議決事項として、追加議案を含め、議案第1号から第10号の10件、報告事項として、報告第1号から第4号の4件となります。そのうち、議案第9号、報告第1号及び第2号は、教育委員会会議規則第12条第1項第1号の任免、賞罰等職員の身分の取扱いその他の人事に関する事項に該当することから、また、議案第10号は、同第3号の個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項に該当することから、非公開としたいのですが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第9号、第10号、報告第1号及び第2号は非公開といたします。

次に、審議の順序ですが、先に公開案件を審議し、その後で、担当課職員以外は退席をして、非公開案件を審議したいと思います。ですが、いかがでしょうか。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって、公開案件を先に審議することといたします。

◎日程第4 議決事項

○議案第1号

教育長

それでは、日程第4、議決事項に入ります。

議案第1号、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題調査対策委員会委員の委嘱についてです。

鈴木委員が該当者になっておりますので、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、退席していただきます。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。
子ども教育課長。

子ども教育課長

それでは、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について御説明をいたします。資料は、先ほど配付しました別冊の当日配付資料①の1ページとなります。

では、名簿を御覧ください。いじめ問題対策連絡協議会委員として8名、いじめ問題調査対策委員会委員として3名の方について委嘱をするものでございます。

人事異動に伴って各種団体の役職の方が替わられてしまうため、空欄が非常に多くなっていますが、大体4月中旬頃には決まる予定ですので、決まり次第、代理で決裁の上、その後、報告ということを取らせていただきたいと思います。一応この8人枠でやっていくということでございます。

それでは、それぞれの大まかな内容について、補足で説明をさせていただきます。

まず、共に、いじめ防止対策推進法の規定に基づいて、市が設置したものになります。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止に関する話合いであったり、いじめ問題に関する施策の話合いなど、どちらかという予防的な側面が大きな委員会になります。全くではありませんが、市内で発生したいじめ問題についても意見交換などをしたりします。

いじめ問題調査対策委員会は、教育委員会の諮問を受けて、いじめ重大事態の事実関係などの調査を主に行うことが多くなります。

共に任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

説明は以上となります。

教育長

それでは、今、名前の出ている方の議決をいただくということで、空欄については後ほど代理で、報告ということになります。4名の方について審議いただくということによろしいですか。

では、質問等ございましたらお願いいたします。

木島委員。

木島委員 新規の方は分かりますが、空欄の場合は皆さん再任という認識でよろしいのでしょうか。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 例えば、上の段の一番上の学校長は、校長会の中で役割が決められてくるので、再任になるか新任になるかはまだ。同じように3番、4番とか、それぞれの役職で充てて異動しているので、この方が続けていただけるかどうかは4月1日にならないと分からない。なので、新規になる可能性もございます。

木島委員 はい。

教育長 鈴木委員は今、これは継続ですよ。

子ども教育課長 継続ですね。

教育長 小山委員も継続ですね。

子ども教育課長 はい。現在、空欄も継続ですが、校長会はまだ分かりません。

木島委員 微妙なところもあるということですね。

子ども教育課長 はい。

木島委員 分かりました。

教育長 そのほか、よろしいですか。
それでは、お諮りをいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）
教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。
それでは、鈴木委員の入室をお願いします。

教育長

では、続けます。議案第2号、山武市学校評議員の委嘱についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

子ども教育課長。

子ども教育課長

それでは、議案第2号、山武市学校評議員の委嘱について御説明いたします。資料は先ほどと同じく、当日配付資料①の2ページとなります。

市内15校中6校が学校運営協議会というものを設置しているため、その6校を除いた9校の学校評議員の方々の一覧でございます。

右の備考欄を御覧ください。継続の方が24名、新規の方が8名、全体で、本日は33名のうち32名の方の委嘱について審議をいただきます。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

なお、No.33の成東東中学校の成東東中学校PTA会長につきましては、PTA総会以降でないと決まらないため、現段階では空欄となります。

また、学校運営協議会と学校評議会の違い、何度か説明させていただいていますが、もう一度簡単に説明をいたします。共に似たような組織でございますけれども、学校運営協議会というのは地域の教育有識者による合議制の機関であって、学校評議員というのは教育の有識者の個人が意見を述べるという違いがあります。

役割についても、学校運営協議会、市内で6校がやっているのは、学校運営の基本的な方針を承認したり、人事について意見を述べたりと、学校運営に対して一定の権限が与えられています。一方、今日お諮りしている学校評議員というのは、校長の求めに応じて、あくまでも個人の意見を述べるというものになるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの説明に質問等ございましたらお願いいたします。

伊藤委員。

伊藤委員

学校によって評議員さんの人数が違いますよね。成東東が5人と多くて、3人のところもあると。それはどういうわけでしょう

か。

教育長 子ども教育課長。

子ども教育課長 特に人数の規定は定めておらず、学校でこの方々に意見を聴きたいという方を選んでいきますので、大体少なくとも3人の学校が多いです。3人から5人の間ぐらいで、大体学校長の判断で決めているので、特に大きな違いはないです。

伊藤委員 学校長の判断で人数は決まっているということですね。分かりました。

教育長 よろしいですか。

伊藤委員 はい。

教育長 それ以外に質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号

教育長 続いて、議案第3号、学校薬剤師の委嘱についてです。
事務局から提案理由の説明をお願いいたします。
子ども教育課長。

子ども教育課長 それでは、議案第3号、学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。資料は本冊の2ページとなります。よろしいでしょうか。
学校薬剤師として11名の方を委嘱するものでございます。備考欄を御覧ください。再任が10名、新任が1名ということになります。

学校薬剤師につきましては、山武郡市の薬剤師会から推薦をいただきまして、その方々を今回、委嘱させていただいております。

なお、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

説明については以上です。

教育長 それでは、ただいまの説明に質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議案第4号

教育長 続いて、議案第4号、山武市学校のあり方検討委員会への諮問についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 山武市学校のあり方検討委員会への諮問について説明いたします。資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。

教育委員会では、平成28年に策定した山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本計画に基づき、学校の再編を進めてまいりました。この計画では、前期計画を令和7年度までの10年間、令和8年度以降を後期計画としており、後期計画の具体的な方向性につきましては、前期計画中の今期に検討することとしています。

ついては、後期計画の見直しに当たり、本市における児童生徒数の推移や学校教育制度の多様化等の変化を踏まえ、今後の学校の在り方について、山武市学校のあり方検討委員会へ諮問したく、提案するものでございます。

諮問事項は、（１）本基本計画における後期計画の期間について、（２）本基本計画において後期計画で示されている学校規模適正化・適正配置の枠組み（学校の組合せ）について、（３）個々の学校のあり方に関して協議を開始する具体的な時期（学校規模の下限の目安等）について、（４）市内小中学校の状況に応じた学校の方向性（統合や小中一貫校、義務教育学校、小規模特

認校、分校、休校などの手法)について、最後に(5)前号に掲げるもののほか、市内小中学校のあり方の検討を進めるため、重要と認める事項。

諮問事項は以上となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの説明に質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議案第5号

教育長 続きまして、議案第5号、山武市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 資料5ページを御覧ください。議案第5号、山武市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について御説明をいたします。

提案理由でございますが、3点ございます。

1点目といたしまして、減少傾向にある本市の人口規模と現在の財政状況に応じた行政運営を進めるため、教育機関においても、施設の統廃合並びに設置及び廃止等の具体的な検討が必要になることから、教育総務課、生涯学習課及びスポーツ振興課の分掌事務について、所要の改定を行うもの。

2点目としまして、社会体育施設利用者の利便性の向上及び施設管理を含めた事務の効率化を図るために、スポーツ振興課の事務所位置を成東総合運動公園としまして、成東総合運動公園、蓮沼スポーツプラザ及び松尾運動公園の施設の管理を行うことから、スポーツ振興課に所属する教育機関及び分掌事務の見直しを行うもの。

3点目といたしまして、学校給食センターに管理栄養士を配属することから、職及び職務の見直しを行うものでございます。

新旧対照表によりまして、提案理由ごとの主な訂正箇所について御説明させていただきます。

まず、7ページを御覧いただけますでしょうか。1点目の提案理由に対する主な修正箇所でございますが、別表第1で定める分掌事務となります。中段赤字部分となります。教育総務課総務企画係に、22番、教育機関（学校施設を除く。）の統廃合並びに設置及び廃止の総括に関すること。

次に、8ページ中段の赤字部分となります。生涯学習課生涯学習係に、1、社会教育施設の統廃合並びに設置及び廃止に関すること。

次に、8ページ下段赤字部分となります。スポーツ振興課スポーツ振興係に、1、社会体育施設の統廃合並びに設置及び廃止に関すること、こちらを加えるものでございます。

この改正によりまして、生涯学習課に属する社会教育施設の統廃合並びに設置及び廃止については生涯学習課生涯学習係が、スポーツ振興課に属する社会体育施設についてはスポーツ振興課スポーツ振興係が、その総括を教育総務課総務企画係が行うこととなります。

なお、学校の統廃合並びに設置及び廃止につきましては、これまでどおり教育総務課の学校再編推進係が行うこととなります。

続いて、2点目の提案理由に対する主な改正箇所でございますが、戻りまして6ページ、第11条の表で定める教育機関と、7ページから8ページ、別表第1及び別表第2で定める分掌事務となります。

6ページの中段赤字部分を御覧ください。スポーツ振興課に属する全ての社会体育施設の教育機関が、運動公園管理事務所とされていたものを、運動公園管理事務所、成東総合運動公園、蓮沼スポーツプラザ及び松尾運動公園に区分するものでございます。

続きまして、8ページ中段の赤字部分を御覧ください。スポーツ振興課のスポーツ振興係分掌事務に、2、社会体育施設の整備計画に関すること。次に3、社会体育施設の管理及び運営に関すること。4、社会体育施設の使用許可に関することを加えるものでございます。

次に、9ページ下段から2段目の赤字部分を御覧ください。こちらは、運動公園管理事務所の分掌事務から社会体育施設を削る

ものでございます。この改正によりまして、運動公園管理事務所の管理は原則として、さんぶの施設となりまして、その他体育施設の管理はスポーツ振興課のスポーツ振興係が行うこととなるようになり、整理するものでございます。

続いて、3点目の提案理由に対する主な修正箇所でございますが、6ページから7ページ、第23条の表で定める職及び職務となります。

7ページ上段赤字部分を御覧ください。主任管理栄養士・管理栄養士の職及び職務を加えるものです。

なお、栄養士法の改正によりまして、従来は栄養士の免許を取得した後に管理栄養士の免許を取得する必要がございましたけれども、今後は栄養士の免許を持たずに管理栄養士の免許を取得することが可能になります。この変更に伴いまして、栄養士と管理栄養士を明確に区分する必要があるため、主任栄養士・栄養士の職及び職務は表に残すこととなります。

最後に、全体を通しまして整理させていただきますが、各施設の分掌事務にあります整備計画について、こちらの整備計画は、建物、設備等、いわゆるハード部分の大規模の改修ですとか取壊し等の計画で、その総括は施設整備課となります。

今回の改正によりまして、各施設等が所属する生涯学習課、スポーツ振興課の分掌事務に加えます統廃合並びに設置及び廃止に関する事、こちらにつきましては、それぞれの分野の各施設の在り方についての検討や調整、例規等の見直しなど、いわゆるソフト部分の事務を行い、教育部全体の総括を教育総務課が行うようにするものでございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

では、ただいまの説明に質問等ございましたらお願いいたします。

北田委員。

北田委員

学校給食センターの関係で、管理栄養士の職についての説明がありましたけれども、今、栄養教諭も給食センターに県から配置されていますよね。その職務の関係というか、その辺はどのように、管理栄養士あるいは主任管理栄養士と栄養教諭。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 今、学校給食センターに配属されている職員は、県職になります。栄養教諭。

北田委員 この管理栄養士というのは。

教育総務課長 今度4月からは、市の職員が配属になる。

北田委員 今は成東のセンターは工事中ですけれども、その栄養教諭も引き続いて。

教育総務課長 4月から。

北田委員 配置になるわけですね。新たに。

教育総務課長 新たに市の職員として、その方が。

北田委員 分かりました。

教育長 そのほかございますか。

それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩をします。

教育長 では、再開いたします。
子ども教育課長。

子ども教育課長 先ほど学校評議員の職のところで、人数について定めがないというお話をしましたが、もう一度調べて、次回の定例で報告したいと思います。

教育長 お願いいたします。
学校給食センター所長。

学校給食センター所長 先ほど委員から御質問がありました管理栄養士についてですが、現在、県費負担の教職員として2名配属されております。

1名は成東学校給食センター、もう1名は山武学校給食センターに配置されております。

管理栄養士は、来年度新センター稼働と同時に、アレルギー対応給食を始める予定としております。そのための管理栄養士ということです。

以上です。

教育長 新規職員ということでよろしいでしょうか。

北田委員 ありがとうございました。分かりました。

教育長 それでは、先に進みます。

○議案第6号

教育長 議案第6号、山武市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 資料10ページを御覧ください。議案第6号、山武市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について御説明いたします。
山武市教育委員会処務規程は、教育委員会における事務決裁の規程となります。

提案理由でございますが、社会体育施設利用者の利便性向上及び施設管理を含めた事務の効率化を図るため、スポーツ振興課の事務所位置を成東総合運動公園とし、成東総合運動公園、蓮沼スポーツプラザ及び松尾運動公園の施設管理を行うことから、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課及び教育機関等の長の個別専決事項について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりまして、主な改正箇所について説明をいたします。13ページ下から2段目の赤字部分を御覧ください。運動公園管理事務所の専決事項の社会体育施設、公園施設等を、さんぶの森公園、さんぶの森中央会館、さんぶの森体育施設等に改め、12ページ下段赤字部分となります。スポーツ振興課に関する専決事

項に、社会体育施設の管理及び運営に関することを加えるものでございます。

そのほか、実務に合わせまして、専決区分や指定合議先を変更いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明に質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。子ども教育課長。

子ども教育課長 先ほどの学校評議員の人数に関するところですが、山武市学校評議員に関する取扱い要綱というものがございまして、その第3条、各学校の評議員の定数は3名以上5名以内とするという定めがございました。先ほどの発言を訂正させてください。
以上です。

教育長 今の件はよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、先に進みます。

○議案第7号

教育長 議案第7号、山武市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定についてです。
事務局から提案理由の説明をお願いします。
学校給食センター所長。

学校給食センター所長 議案第7号、山武市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。資料は14ページから15ページとなります。

提案理由は、山武市学校給食センター管理規則第3条、職員の職及び職務についてですが、山武市教育委員会組織規則において既に同様の条項が定められているため、所要の改正を行うものです。

15ページ、新旧対照表を御覧ください。現行の第3条の条文及び下段表に代え、改正案は第3条を「給食センターに所長その他必要な職員を置く。」に改めます。

なお、施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの説明に質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

教育長 挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。

○議案第8号

教育長 続いて、議案第8号、山武市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

学校給食センター所長。

学校給食センター所長 議案第8号、山武市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。先ほど配付しました当日配付資料、3ページから4ページとなります。

提案理由は、新学校給食センターが稼働する令和7年9月から、市内幼稚園における給食提供日数について、1週間当たり4回を5回に変更することから、幼稚園給食費月額給食費を3,100円から4,100円に改正するものです。

4ページ、新旧対照表を御覧ください。別表第2の表について、幼稚園園児及び職員の給食費の月額を3,100円から4,100円に改めます。

なお、施行期日は令和7年9月1日を予定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明に質問等がございましたらお願いします。
木島委員。

木島委員 1点確認ですが、3,100円から4,100円、4回を5回に変更する
ということで、単純に計算してみると、4,100円というのはちょ
っと率的に高いのかなという気がしてしまいます。ですから、私
が感じたように、保護者の方々もそういう疑問を感じる方がいら
っしゃるかもしれませんので、そういった点を丁寧に説明してい
ただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 給食センター所長。

学校給食センター所長 給食費の月額ですが、給食費の徴収方法としましては、月
額で4月から2月まで徴収させていただいています。3月は、1
年を通して食べた食数に応じて清算行為を行っております。

 です。今回の幼稚園の給食は、4回のみ、その月々の徴
収を行いますと、3月に清算業務で、3月分が非常に高い金額と
なってしまいますので、均衡を図るための改正でございます。

 以上です。

教育長 以上のことが保護者に伝わるように、丁寧に説明してください
ということでしたけれども、いかがですか。
給食センター所長。

学校給食センター所長 おっしゃるとおり、十分留意して進めてまいります。

教育長 よろしいでしょうか。

木島委員 はい。よろしくお願いいたします。

教育長 そのほかございますか。

 （「なし。」の声あり）

教育長 それでは、お諮りいたします。本議案に賛成する委員の挙手を
お願いします。

(賛成者挙手)

教育長

挙手全員です。よって本議案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告事項

○報告第3号

教育長

次に、さきに確認をしましたように、審議の順を入れ替え、先に公開案件を審議した後に非公開案件に移りますので、日程5、報告事項に移ります。報告は第3号からとなります。

それでは、報告第3号、令和7年山武市議会第1回定例会の報告についてです。

事務局から報告をお願いします。

教育部長。

教育部長

報告第3号、令和7年山武市議会第1回定例会の報告についてです。

資料の17ページを御覧ください。第1回定例会は、2月19日を開会日、3月18日を閉会日とした会期28日間の日程で行われました。

資料18から21ページまで、提出議案等一覧がありますが、教育部に関する議案は、20ページの議案第26号、山武市蓮沼スポーツプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、令和6年度山武市一般会計補正予算（第7号）、議案第36号、令和7年度山武市一般会計予算の3議案です。昨日3月18日の議会最終日に議案の採決が行われ、提出した全ての議案が可決されました。

次に、22ページを御覧ください。2月26日から28日までの3日間、一般質問が代表質問の形式で行われました。黄色に着色された議員から一般質問がありましたので、その内容について報告します。

それでは、23ページから順次御覧ください。

一般質問初日に小山議員から、小中学校の規模適正化・適正配置基本方針の見直しに伴う今後の計画についての項目の中で、今年度、基本方針の見直しを行うことだが、今後の計画はどのようなかという質問に対し、部長答弁として、今回の基本方針の見直しは、児童生徒数の将来推計値や学校制度等を現状に合わせた内容に修正する一部改定です。この改定を受け、平成28年度に

策定した小中学校の規模適正化・適正配置基本計画の後期計画について、令和7年度に見直しを行う予定でおりますと回答いたしました。

次に、一般質問2日目に杉山議員から、林業施策の現状と今後の取組の項目の中で、1問目として、なるとうこども園や松尾小学校と同様に、成東中学校の建設においても、サンプスギを中心に木材資源の活用をするのか伺いますという質問に対し、部長答弁として、成東中学校の新校舎の内装材の一部にサンプスギを使う計画をしていますと回答いたしました。

2問目として、どのような場所にどのくらいの量を使う予定かという質問に対し、部長答弁として、現在のところ、詳細な内容は決まっておりません。次年度に予定している実施設計の中で、使用場所や使用量を決めていくことになると回答いたしました。

3問目として、木材を使用することによる効果はどのようなものがあるかという質問に対し、部長答弁として、木材には感触の柔らかさや暖かさ、また高い保湿性能を有することから、暖かみがあり潤いのある快適な環境を整えることができます。また、シックハウス症候群対策としても、天然素材である木を内装に使うことは有効であると言われておりますと回答いたしました。

4問目として、学校の改修や改築の際は木材を使う予定があるのかという質問に対し、部長答弁として、本市では山武市木材利用促進方針が定められていることから、今後も学校施設の改修時等には積極的に木材の利用を検討し、活用していきたいと考えておりますと回答いたしました。

次に、長谷部議員から、体育館への空調設備設置についての項目の中で、1問目として、市立小中学校体育館の空調設備設置の状況を伺いますという質問に対し、部長答弁として、市内小中学校15校のうち、体育館等に空調設備が設置されているのは、山武望洋中学校の1校のみですと回答いたしました。

2問目として、空調設備の整備が進まない理由は何かという質問に対し、部長答弁として、国の交付金を活用するには、体育館に断熱性があることが要件となっており、断熱性のない体育館には、断熱性確保のための工事が必要となります。そのため、その工事費も高額になり、市の負担も大きくなることから、空調設備の整備は進んでおりませんと回答いたしました。

3問目として、1校当たりのおおよその整備費用を伺いますと

いう質問に対し、部長答弁として、建築設計事務所に参考として概算工事費を算出してもらったところ、中学校規模の体育館で、断熱性確保のための工事費6,000万円を含めて約2億円との試算が出されました。これに設計積算業務と工事監理業務に係る委託費用が上乗せされますと回答いたしました。

4問目として、空調設備整備臨時特例交付金を活用し、断熱性確保の工事を含めた空調設備整備工事費が2億円の場合、費用負担はどのようになるのかという質問に対し、部長答弁として、断熱性のない体育館には、空調設備の整備工事の際に、併せて断熱性確保の工事を行うことが要件とされてきましたが、今回、断熱性確保の工事は令和15年度までの間に行えばよいと要件が緩和されました。中学校規模の体育館に空調設備を整備し、仮に6,000万円の断熱性確保の工事を見送り、実工事費が1億4,000万円の場合、国の交付金額は5,360万円となり、残りの8,640万円は市の負担となりますと回答いたしました。

最後に5問目として、計画的に空調設備整備工事を進めていただきたいという質問に対し、部長答弁として、国は、小中学校体育館の空調設置率を令和17年度までに95%にする目標を掲げています。現時点では14校の体育館に整備を進めていくことが求められ、多額の費用を要することが予想されます。そのため、費用面では財政部局と、また、避難所の活用という観点からは、消防防災課とも協議していきながら進めていかなければならないものと考えておりますと回答いたしました。

以上が今議会の一般質問と答弁の内容です。

報告は以上です。

教育長

それでは、ただいまの報告に対して質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、次に進みます。

○報告第4号

教育長

報告第4号、令和7年4月の行事予定についてです。

行事予定については、資料を事前に配付し確認していただいていることから、事務局からの説明は割愛させていただきます。

質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

○その他

教育長

それでは、そのほか事務局から報告すべき事項はありますか。
指導室長。

指導室長

当日配付資料の一番後ろの2枚、教育委員会ダイアリーと家庭教育学級新聞を御覧ください。

まず、教育委員会ダイアリーです。

1、3月7日、中学校4校で卒業式が行われました。どの学校も卒業生の答辞、歌、すばらしかったと聞いております。また、本日、小学校も全校卒業式が行われ、全ての学校で卒業式が終わり、児童生徒は次の進路に進んでいきます。

2、中学校卒業生の進路状況速報値となりますが、御覧の表のとおり、国公立、国立の高専に進んだ子が今年は223名、私立90名、特別支援学校70名、その他10名でございます。

この国公立と私立の中には、通信制あるいは定時制のお子さんも含まれています。左下円グラフが通信等の課程別の割合でございます。青と赤84.2%が、いわゆる全日の高等学校へ進学をしております。黄色6.4%が私立と公立を含めた通信制への進学でございます。

特に今年は、右側に書いてございますが、外国籍のお子さんが10名、卒業生にいますけれども、うち7名が県立の高等学校を受験して合格して、進学をいたします。私立の高校も第1希望でその学校を受験して、合格しております。また、その他2名は、お一人は母国へ帰って、そちらの学校で進学するということです。また、1人については、今後、日本語学校を受験してそこへ行きながら、おうちのお父さんのお仕事を手伝うと聞いております。外国籍のお子さん全員進路が決まったということで、大変よかったと思っております。

裏面、卒業生を送る会です。各学校で卒業生を送る会が行われました。下級生たちにとっても、一つ進級するのだという自覚を持ついい機会になったと聞いております。

4、英検の取得率です。これも速報ですが、3級以上の取得50%を目指してやってきましたが、今年45.2%でございました。下のグラフを見ると、SUNムシくんの赤いグラフをオレンジの矢

印が右に超えると50%の目標達成ですが、8年前の平成28年は約6割の子が英検の資格を持たない状態だったのが、次の4年で意識が高まり、取得率が上がり、次の4年、ここ直近の4年で50%にかなり近くなってまいりました。

参考までに、今年、人数にしますと16名足りなかったのも、4校ですので、1校4人ということで、来年もう少し頑張っていきたいと思っております。

5、市内の学校、大きな病気や事故はなく、無事に終えることができそうでございます。また、4月1日からは校長会議、4月2日には合同着任式があつて、新年度は差し迫っておりますので、準備をしております。

家庭教育学級新聞につきましては、先日、担当者会議がありまして、来年度の計画を練ったところでございます。親御さんだけの参加の教室もございますし、子供と一緒に活動する教室もいろいろ多様な準備をしているところでございます。来年も充実した活動ができるといいなと期待しております。

以上です。

教育長

ただいまのこちらの説明に質問等がございましたらお願いします。

北田委員。

北田委員

質問ではなく意見ですけれども、一つ、英検取得率について、各学校で頑張っているということで、ぜひ目標値の達成に向けて、また最後、頑張りたいと思います。

あと、今の高橋指導室長、それから冒頭の教育長報告の中でも卒業式に関するお話がありましたけれども、先日、ある中学校の卒業式に出席してきましたが、その感想を少し述べさせていただきます。

一言で言うならば、今日の小学校の卒業式もそうですが、非常に感動的な卒業式でした。例えば、一つ一つの動作ですとか、あるいは歌声だとか、それから呼名による返事等、どれを取ってみても、生徒たちの思いが非常に伝わってきました。

卒業式というのは、これは私が考えることですが、教員にとっての教育実践の評価の場ではないかと思っています。例えば大きな声を出しましょうとか、あるいは返事を大きな声でと幾ら先生方が言っても、ふだんの活動の中で、あるいは活動の場面ででき

ていなかったら、決して子供たちに響くものではありません。もっと言えば、各先生方の毎日の取組あるいは授業の中で、どのように生徒と向き合ってきたのか、その成果が式に集約されるのではないかなと、私は経験上からそのように思っています。

最初に感動的と言いましたが、先生方と生徒たちの切磋琢磨とがあったからこそ、参加した人たちの胸を打つ卒業式になったのではないかと考えています。本当に教師冥利に尽きるというか、そんな心温まる式であったと私個人は感じました。また来年以降も、山武市の多くの学校で、そのような教育活動が展開されるといいなということを思いながら、会場を後にしました。

長くなりました。以上です。

教育長

そのほか、よろしいでしょうか。

担当課、何かありますか。いいですか。

それでは、そのほか報告すべき事項はございますか。

子ども教育課長。

子ども教育課長

先ほど配付しました当日の資料の後ろから3枚目、不動産の寄附受領について御報告がございます。

寄附は、NPO法人教育サポートGAAの理事長からになります。理由としましては、子供の教育及び福祉の支援に資するために活用してほしいということです。

所在地、内容、それから日付等については、そちらのほうを御覧ください。

説明は以上です。

教育長

この件について、何か質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

教育長

それでは、以上で公開案件は全て終了ということになります。

初めに決定しましたとおり、非公開の案件は担当職員のみで行うことから、教育総務課及び子ども教育課以外の職員は退席をお願いいたします。

○報告第1号

(報告第1号は、非公開につき概要のみ記載)

教育長

それでは、ここから非公開の案件となります。

初めに、報告1第号と2号について審議いたします。

報告第1号、代理の報告について（教職員の任免その他の進退について内申すること）についてです。

事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明。

○報告第2号

（報告第2号は、非公開につき概要のみ記載）

教育長

報告第2号、専決処分の報告について（校長・教頭を除く教職員の任免その他の進退について内申すること）についてです。

事務局から報告をお願いします。

子ども教育課長。

※子ども教育課長から、資料に基づき内容を説明。

○議案第9号

（議案第9号は、非公開につき概要のみ記載）

教育長

それでは、続けます。ここからは議案第9号に戻ります。

議案第9号、令和7年度（春）山武地区教育委員会連絡協議会表彰者の推薦についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長。

※教育総務課長から、資料に基づき内容を説明。

※審議の結果原案のとおり可決。

○議案第10号

（議案第10号は、非公開につき概要のみ記載）

教育長

続きまして、議案第10号です。令和7年度山武市奨学資金貸付けの決定についてです。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長。

※教育総務課長から、資料に基づき内容を説明。

※審議の結果原案のとおり可決。

教育長 以上をもちまして、教育委員会会議第3回定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。

◎閉 会 午後4時55分